

背景等

- ・建設事業評価（事業再評価）の対象要件の整理が必要な点や、制度運用の実務と規定に乖離がみられる点等がある。
- ・これらを踏まえ要綱等を改正し、あわせて所要の文言修正等を行う。

主な改正点

1 大阪市建設事業評価実施要綱

●第8条

➢事業再評価の対象事業の要件について

表－2に定める要件のうち、②に3つの内容が含まれているため②～④に3分割するとともに、新たな要件（下線部）を追加

(現在) 表－2		(改正後) 表－2	
②	・事業開始後の初回再評価	ア	事業開始後の初回再評価
	・前回再評価後の2回目以降の再評価	イ	計画変更（事業費増加等）により新たに要件該当となる場合の初回再評価
	・事業再開時の再評価	④	事業 <u>休止、中止又は</u> 再開時の再評価

(追加理由)

- ②イ…令和4年度より再評価に事業費要件(総事業費10億円以上等)を新設したが、新たに要件該当となる場合の取扱いについての規定がなかったため
- ④…休止、中止の場合について、要綱上明記がなかったため

➢再評価対象外事業について

再評価の対象外としている「翌年度までに完了予定の事業」「事業費の執行済比率が80%以上の事業」については、事業の進捗状況等を会議へ報告している。この運用実態にあわせて、要綱に規定（第2項を新設）。

●第11条

➢継続中事業の取組状況の報告について

再評価実施後、次回再評価（5年毎等）までの間に実施する当該取組状況の報告は、再評価を実施した事業だけでなく、再評価対象外事業として進捗状況等の報告をした事業についても行っている。この運用実態にあわせて、要綱を修正。

2 大阪市建設事業評価実施要綱細則

●第1条

➢有識者会議における意見聴取の省略について

省略することができる要件の1つ「過去5年の間に…都市計画審議会において審議され…た事業」を削除（会議の役割が異なるため）。

大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について

【資料 4】

1 要綱 現行	改正案	改正趣旨
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 局長等 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、 [中略]、中央卸売市場及び区長をいう。 (2)～(3) [略] (4) 事業再評価 事業開始後一定の期間が経過した後も未着工である事業、又は継続中の事業等について、事業継続の妥当性を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第3章の規定に従い定められたものをいう。	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 局長等 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、 [中略]、中央卸売市場長及び区長をいう。 (2)～(3) [略] (4) 事業再評価 事業開始後一定の期間が経過した後も未着工である事業、又は継続中の事業等について、<u>事業の必要性や実現見通し等の視点から</u>事業継続の妥当性を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第3章の規定に従い定められたものをいう。	・第1号において、局長等の定義の内容として、組織名の「中央卸売市場」ではなく、職名の「中央卸売市場長」が適当であるため、修正。 ・第4号（事業再評価）において、評価の視点の例示を記載。 （第3号（大規模事業評価）の規定と統一）
(大阪市建設事業評価有識者会議) 第3条 市は、建設事業評価の実施に当たり、大阪市建設事業評価有識者会議開催要領（平成23年6月1日）に基づき設置する、<u>有識者で構成する</u>大阪市建設事業評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）から意見を聴くものとする。ただし、<u>すでに</u>有識者等の意見を聴取したと認められる事業については、本条に規定する有識者<u>会議</u>からの意見聴取を省略することができる。	(大阪市建設事業評価有識者会議) 第3条 市は、建設事業評価の実施に当たり、大阪市建設事業評価有識者会議開催要領に基づき開催する大阪市建設事業評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）<u>において、有識者から意見を聴取する</u>ものとする。ただし、<u>既に</u>有識者等の意見を聴取したと認められる事業については、本条に<u>基づく</u>有識者からの意見聴取を省略することができる。	・建設事業評価有識者会議は、要綱等に基づく行政運営上の会合であり、条例等に基づく附属機関ではないため、誤解を生じないよう、「設置」を「開催」にする等文言を修正。

1 要綱 現行	改正案	改正趣旨
(建設事業評価の実施手続) 第4条 建設事業評価は、次の各号に定める方法により実施するものとする。 (1) [略] (2) 局長等は、<u>(1)</u>により通知のあった対象事業毎に、第7条および第10条で規定する評価の視点に基づく自己評価を<u>記した調書について</u>、市政改革室長と調整の<u>うえ、(1)により通知のあった時期までに市政改革室長へ</u>提出する。 (3) 市政改革室長は、<u>(2)</u>により提出された調書について、<u>必要に応じて</u>有識者会議の意見を聴取するとともに、調書及び意見の概要について大阪市ホームページにおいて<u>広く</u>公表する。 (4) 局長等は、必要に応じて聴取した有識者会議の意見を踏まえ、当該事業の対応方針を決定する。ただし、局長等は、市政改革室長が必要と判断した事業については、当該事業実施の意思決定に係る特別職に確認の上、当該決定を行うものとする。 <u>[新設]</u>	(建設事業評価に係る手続) 第4条 建設事業評価の実施及び公表等の手続は、次の各号に定める方法により実施するものとする。 (1) [略] (2) 局長等は、<u>前号</u>により通知のあった対象事業毎に、第7条及び第10条で規定する評価の視点に基づく自己評価を<u>記載した調書を</u>、市政改革室長へ調整の<u>上</u>提出する。 (3) 市政改革室長は、<u>前号</u>により提出された調書について、<u>原則として</u>有識者会議で<u>有識者</u>の意見を聴取するとともに、調書及び意見の概要について<u>とりまとめ</u>、大阪市ホームページにおいて公表する。 (4) 局長等は、必要に応じて聴取した有識者会議の意見を踏まえ、当該事業の対応方針を決定する。ただし、局長等は、市政改革室長が必要と判断した事業については、当該事業実施の意思決定に係る特別職に確認の上、当該決定を行うものとする。 <u>(5) 市政改革室長は、前号により局長等が決定した対応方針をとりまとめ、大阪市ホームページにおいて公表する。</u>	・公表についても冒頭で明記。 ・第2号で、第1号により通知のあった時期までに調書を提出する旨を規定しているが、要綱で規定する必要性もないため、削除。 ・要綱第3条及び要綱細則第1条で、例外的に意見聴取省略について定めているが、「原則として」意見聴取をする運用のため、表現修正。 ・第4号で対応方針の決定について規定しているが、対応方針は公表もしているため、第5号でその手続も明記。

大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について

【資料 4】

1 要綱	現行	改正案	改正趣旨																
	(大規模事業評価を実施する事業) 第5条 大規模事業評価を実施する事業は、表－1に掲げる事業で、事業主体及びその総事業費がそれぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。ただし、次に該当する事業については、除くことができる。 ・維持管理事業、災害復旧事業、耐震改修事業 ・既存施設等の建替え又は更新、かつ用途の変更を伴わない事業	(大規模事業評価を実施する事業) 第5条 大規模事業評価を実施する事業は、表－1に掲げる事業で、事業主体及びその総事業費がそれぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。ただし、次の各号に該当する事業については、除くことができる。 (1) 維持管理事業、災害復旧事業、耐震改修事業 (2) 既存施設等の建替え又は更新、かつ用途の変更を伴わない事業	・黒点による箇条書きではなく、号による表記 ((1)、(2) …) に修正																
	(事業再評価を実施する事業) 第8条 事業再評価を実施する事業は、表－2に掲げる事業で、事業主体及びその総事業費がそれぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。ただし、次に該当する事業については、除くことができる。 ・維持管理事業、災害復旧事業、耐震改修事業 ・既存施設等の建替え又は更新、かつ用途の変更を伴わない事業 ・翌年度までに完了予定の事業、事業費の執行済比率が80%以上の事業 表－2 <table> <tr> <th></th><th>事業種別</th><th>事業主体</th><th>総事業費</th></tr> <tr> <td>①</td><td>市が国庫補助金の交付を受ける事業で、<u>行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「行政評</u></td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>		事業種別	事業主体	総事業費	①	市が国庫補助金の交付を受ける事業で、 <u>行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「行政評</u>	—	—	(事業再評価を実施する事業) 第8条 事業再評価を実施する事業は、表－2に掲げる事業で、事業主体及びその総事業費がそれぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。ただし、次の各号に該当する事業については、除くことができる。 (1) 維持管理事業、災害復旧事業、耐震改修事業 (2) 既存施設等の建替え又は更新、かつ用途の変更を伴わない事業 (3) 翌年度までに完了予定の事業、又は事業費の執行済比率が80%以上の事業 表－2 <table> <tr> <th></th><th>事業種別</th><th>事業主体</th><th>総事業費</th></tr> <tr> <td>①</td><td>市が国庫補助金の交付を受ける事業で、<u>国の制度等により事業再評価の実施が必要となる事業</u></td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>		事業種別	事業主体	総事業費	①	市が国庫補助金の交付を受ける事業で、 <u>国の制度等により事業再評価の実施が必要となる事業</u>	—	—	・黒点による箇条書きではなく、号による表記 ((1)、(2) …) に修正 ・第3号で、前半と後半の関係（「かつ」ではなく「又は」）を明記。 ・表－2について以下の点を修正。 ・①の表現を修正
	事業種別	事業主体	総事業費																
①	市が国庫補助金の交付を受ける事業で、 <u>行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「行政評</u>	—	—																
	事業種別	事業主体	総事業費																
①	市が国庫補助金の交付を受ける事業で、 <u>国の制度等により事業再評価の実施が必要となる事業</u>	—	—																

大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について

【資料 4】

1 要綱 現行				改正案				改正趣旨
	価法」という。) 第7条第1項に基づき、行政機関（行政評価法第2条第1項に定めるものをいう。)の長が定める事後評価の実施に関する計画において対象となる事業							
②	・事業開始年度から起算して5年目の年度において、未着工<u>または</u>継続中の事業	市又は市が設立する地方独立行政法人	10億円以上かつ、市費負担5億円以上	②	<u>ア</u> 事業開始年度から起算して5年目の年度において、未着工<u>又は</u>継続中の事業（<u>過去に事業再評価を実施した事業は除く。</u>） <u>イ</u> 新たに右記要件に該当することとなる計画変更を行おうとする事業	市又は市が設立する地方独立行政法人	10億円以上かつ、市費負担5億円以上	・②にあった3点の項目を②③④に3分割。 ・1点目は②の「ア」に据え置き。仮に「ア」による再評価の前(事業開始年度から起算して5年以内)に「イ」による再評価を実施した場合は、「ア」は実施しないこととするため、「（過去に…）」を規定。 ・新たに事業再評価の対象要件に該当することとなる事業費増等の計画変更を行おうとする事業について、事前に事業再評価を実施して事業継続の妥当性が評価できるよう、「イ」を新設。
[分割]	・事業再評価を実施した年度から5年目の年度において、なお未着工または継続中の事業			③	事業再評価を実施した年度から5年目の年度において、なお未着工又は継続中の事業	市又は市が設立する地方独立行政法人	10億円以上かつ、市費負担5億円以上	・2点目は③にし、内容変更なし。
[分割]	・事業休止中の事業であって、<u>翌年度に事業再開</u>する事業			④	<u>休止、中止又は再開をしようとする事業</u>	市又は市が設立する地方独立行政法人	10億円以上かつ、市費負担5億円以上	・3点目は④にした上で、休止や中止の場合も追記。再開について「翌年度に」としていたが、具体的な時期の記載は削除し、休止・中止・再開ともに「しようとする事業」を対象とする旨を規定。

大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について

【資料４】

1 要綱 現行				改正案				改正趣旨
③	その他市長が特に必要と認める事業	市又は市が設立する地方独立行政法人	—	⑤	その他市長が特に必要と認める事業	市又は市が設立する地方独立行政法人	—	・元あった③は⑤に修正。
[新設]				2 前項第3号により事業再評価を実施する事業から除いた事業（以下「再評価対象外事業」という。）について、局長等は、当該再評価対象外事業の進捗状況等を記載した資料を、市政改革室長へ調整の上提出し、市政改革室長はその内容を有識者会議で報告するものとする。				・再評価の対象外としている「翌年度までに完了予定の事業」「事業費の執行済比率が80%以上の事業」については、事業の進捗状況等を会議へ報告している。この運用実態にあわせて、要綱に規定。
（事業再評価を実施する時期） 第9条 事業再評価を実施する時期は、原則として前条のいずれかに該当することとなる年度において、翌年度の予算を編成するまでに実施するものとする。ただし、前記の予算を編成するまでに評価を実施できない特段の事情がある場合は、市政改革室と協議の上、時期を決定するものとする。				（事業再評価を実施する時期） 第9条 事業再評価を実施する時期は、原則として前条第1項表－2のいずれかに該当することとなる年度において、翌年度の予算を編成するまでに実施するものとする。ただし、前記の予算を編成するまでに評価を実施できない特段の事情がある場合は、市政改革室と協議の上、時期を決定するものとする。				・第8条に第2項を新設したことにより、「前条の」だけでは指定範囲が不明確となるため、「前条第1項表－2の」と詳細に記載。
（継続中事業の取組状況の提出） 第11条 局長等は、第8条により事業再評価を実施した事業であって、かつ継続中の事業について、次の事業再評価を実施又は事業完了するまでの間、毎年度当該事業の取組状況を記した調書について市政改革室長と調整のうえ、市政改革室長へ提出する。				（継続中事業の取組状況の報告） 第11条 局長等は、第8条に基づく事業再評価の実施又は再評価対象外事業の報告をした事業について、事業継続中毎年度（当該実施又は報告の当年度及び翌年度を除く。）、前年度分の取組状況を記載した資料を、市政改革室長へ調整の上提出し、市政改革室長はその内容を有識者会議で報告するものとする。				・再評価実施後、次回再評価（5年毎等）までの間に実施する当該取組状況の報告は、再評価を実施した事業だけでなく、再評価対象外事業として進捗状況等の報告をした事業についても行っている。また、当該取組状況の報告が「毎年度提出」となっていたが、提出しない年度もある。この運用実態にあわせて、要綱を修正。

大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について

【資料 4】

1 要綱 現行	改正案	改正趣旨
(<u>評価</u>の公表) 第 12 条 建設事業評価に係る情報は、大阪市ホームページで公表する。	(公表) 第 12 条 建設事業評価に係る情報は、大阪市ホームページにおいて公表する。	・見出しを端的に修正。 ・第 4 条にあわせて「ホームページにおいて公表」と修正。
附 則 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 2 大阪市 PDCA サイクル推進要綱（平成 24 年 6 月 1 日市長決裁）は、廃止する。 <u>[追記]</u> [中略] <u>[新設]</u>	附 則 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 2 大阪市 PDCA サイクル推進要綱（平成 24 年 6 月 1 日市長決裁）は、廃止する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u> [中略] <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和●年●月●日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この要綱の改正に伴い、第 8 条第 1 項表－ 2 ②に定める事業主体及び総事業費の要件に該当する、未着工又は継続中の事業のうち、過去に事業再評価を実施していない事業については、この要綱の改正以降の最初の予算を編成する年度において、同表－ 2 ②イに該当するものとして、事業再評価を実施する。</u>	・令和 3 年度改正時の附則が、令和 4 年度改正時に誤って削除されていたため、改めて追記。 ・今回改正の附則を新設。 ・令和 4 年度改正において事業再評価に事業費等の要件を設けて以降、今回改正の表－ ②イで「新たに要件に該当することとなる計画変更を行おうとする事業を事業再評価対象とする」旨の規定をするまでの間に、当該計画変更を行っている事業がある場合、事業再評価を実施していない可能性があるため、その場合は経過措置として事業再評価を実施する旨を規定。

大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について

【資料 4】

2 要綱細則 現行	改正案	改正趣旨
大阪市建設事業評価実施要綱第 13 条に基づき、建設事業評価に関し必要な事項を定める。	大阪市建設事業評価実施要綱 <u>(以下「要綱」という。)</u> 第 13 条に基づき、建設事業評価に関し必要な事項を定める。	・第 1 条以降に使用する略語「要綱」の定義付けを冒頭で行う。
第 1 条 要綱第 3 条で定める「<u>すでに</u>有識者等の意見を聴取したと認められる事業」の取扱いについては、以下のいずれかに該当する事業とする。 <u>(1) 過去 5 年の間に施設や事業の必要性等について都市計画審議会において審議され、都市計画の決定又は変更を実施した事業</u> <u>(2)</u> 過去 5 年の間に施設や事業の必要性等について外部の視点からの意見・助言を有識者から得た事業であって、その意見を踏まえて大阪市として事業実施の方針を決定した事業 <u>(3)</u> 事業再評価の対象事業であって、前回評価における意見聴取以降において、総事業費等の事業計画や、必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化が生じていない事業 ここで、「総事業費等の事業計画や必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ・<u>前回評価で示された総事業費の 3 割以上の増加</u> ・<u>必要性に関して、前回評価で示された利用者数や整備効果の 3 割以上の減少</u> ・<u>実現性に関して、何らかの理由により事業を再開、中止、休止する場合</u>	第 1 条 要綱第 3 条で定める「<u>既に</u>有識者等の意見を聴取したと認められる事業」の取扱いについては、以下のいずれかに該当する事業とする。 <u>[削除]</u> <u>(1)</u> 過去 5 年の間に施設や事業の必要性等について外部の視点からの意見・助言を有識者から得た事業であって、その意見を踏まえて大阪市として事業実施の方針を決定した事業 <u>(2)</u> 事業再評価の対象事業であって、前回評価における意見聴取以降において、総事業費等の事業計画や、必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化が生じていない事業 ここで、「総事業費等の事業計画や必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 <u>ア</u> 前回評価で示された総事業費の 3 割以上の増加 <u>イ</u> 必要性に関して、前回評価で示された利用者数や整備効果の 3 割以上の減少 <u>ウ</u> 実現性に関して、何らかの理由により事業を再開、中止、休止する場合	・用途地域等都市計画の決定・変更に関する法定手続きである都市計画審議会とは異なり、建設事業評価有識者会議は事業の費用対効果や工法等について各評価の視点をもって意見聴取をすることから、同審議会の経過をもって意見聴取省略とするのは適当でないと考えられるため、1 号は削除。 ・第 2 号（改正前の第 3 号）に係る黒点の箇条書きを、<u>ア、イ…</u>表記に変更。

大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について

【資料 4】

2 要綱細則 現行	改正案	改正趣旨
・その他、事業の自己評価において、事業の必要性、実現見通し、優先度の評価が低下している場合	<u>エ</u> その他、事業の自己評価において、事業の必要性、実現見通し、優先度の評価が低下している場合	
第3条 <u>本市負担 300 億円以上の事業については、要綱第7条（大規模事業評価の視点）で定める「(3)事業費等の妥当性」及び第10条（事業再評価の視点）で定める「(2)事業の実現見通し」ウ 事業費の見込み</u> の視点に基づく評価に <u>おいて、事業費の増加等により本市負担が増加するリスクに係る評価を含めるものとする。</u>	第3条 要綱第7条 <u>第3号で定める「事業費等の妥当性」の視点</u> 及び要綱第10条 <u>第2号ウで定める「事業費の見込み」</u> の視点に基づく評価に <u>については、市費負担 300 億円以上の事業の場合、市費負担が増加するリスクに係る評価を含めるものとする。</u>	・「大規模事業リスク管理会議」に関わる条文のため、同会議の関係規定に合わせ「本市負担」と表現していたが、要綱に合わせ「市費負担」に修正。 ・第1・2条と同様、要綱の引用を先に（「市費負担 300 億円以上の事業…」を後に）記載する形にするとともに、引用部分に関する表現を端的に修正。
附 則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この細則は、令和5年6月1日から施行する。 <u>〔新設〕</u>	附 則 この細則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 この細則は、令和5年6月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この細則は、令和●年●月●日から施行する。</u>	・今回改正の附則を新設。